

## 議第208号

### 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

#### 滋賀県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県流水占用料等徴収条例（平成12年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第1第2項の表中「5,000」を「5,200」に、「1,100」を「1,150」に、「3,700」を「3,850」に改める。

別表第2の表1の項中「1,050」を「950」に改め、同表2の項中「850」を「800」に改め、同表3の項中「390」を「430」に改め、同表4の項中「1,050」を「950」に改め、同表5の項中「1,100」を「950」に、「700」を「750」に改め、同表6の項中「410」を「430」に、「260」を「270」に改め、同表7の項中「13」を「16」に、「11」を「9」に改め、同表9の項中「1,050」を「1,000」に改め、同表10の項中「1,050」を「950」に改め、同表11の項中「160」を「150」に、「310」を「300」に、「620」を「600」に改め、同表12の項中「3,600」を「3,700」に、「2,000」を「2,100」に改め、同表14の項中「800」を「850」に改め、同表16の項中「310」を「350」に改め、同表17の項中「500」を「490」に、「390」を「430」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。